

介護福祉士等修学資金貸付制度について

○ 平成20年度第2次補正予算において、介護福祉士・社会福祉士養成施設等への入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を大幅に拡充（3年相当分で320億円）。

この制度は、養成施設等に在学期間中1月5万円を限度に貸付けを行うとともに、養成施設等を卒業後、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合は返還を免除。

（介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み）

（貸付条件）

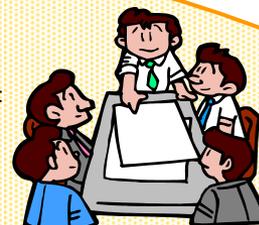
- ① 貸付限度額
月額5万円以内
（入学時・卒業時に準備金
20万円以内を別途貸付可）
- ② 貸付利子：無利子

【都道府県社会福祉協議会等】



借り受けた修学資金を返済

【他産業の仕事】



（途中で他産業
に転職）

【福祉・介護の仕事】



（他産業に就職
した場合）



（福祉・介護の仕事
に就職した場合）

5年間福祉・介護の
仕事に継続して従事

借り受けた修
学資金の返済
を全額免除。

貸付

【福祉・介護の仕事
を目指す学生】



入学

【介護福祉士・社会福祉士養成施設】



卒業後原則
1年以内に

在学期間中
にわたり、修学
資金を貸付け